

花巻市軽自動車税（種別割）の減免に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、花巻市市税条例（平成18年条例第70号。以下「条例」という。）第89条及び第90条の規定による軽自動車税（種別割）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（公益による減免の範囲）

第2条 条例第89条第1項に規定する公益のため直接専用するものと認める原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が自ら所有又は使用（当該社会福祉法人が軽自動車税を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）し、同法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行うために直接使用するもの
- (2) 社会福祉法第109条第1項に規定する社会福祉協議会が自ら所有又は使用（当該社会福祉協議会が軽自動車税を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）し、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する援護又は更正の措置を要する者の援助の用に供するもの
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が自ら所有又は使用（当該特定非営利活動法人が軽自動車税を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項に規定する事業に直接使用するもの
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人又は同条第2号に規定する公益財団法人が自ら所有又は使用（当該公益社団法人又は公益財団法人

が軽自動車税を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。) し、その定款に定める公益目的事業のために直接使用するもの

- (5) 前各号に規定する法人に類する団体又は福祉サービス等の公益的な活動を行っている法人が自ら所有又は使用(当該団体又は法人が軽自動車税を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。) し、その公益的な活動のために直接使用するもの
(減免に係る身体障がい者等の範囲)

第3条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表の障がいの種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の身体障害者手帳の欄に掲げる級別に該当する者
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表第1の障がいの種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の戦傷病者手帳の欄に掲げる級別に該当する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級である者
- (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者で、当該療育手帳の障害の程度がAである者

2 条例第90条第1項第1号に規定する年齢を判定する基準日は、当該年度の4月1日とする。

3 条例第90条第1項第1号及び同条第2項に規定する身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転するものは、身体障がい者等の通学、通院等のために使用している軽自動車等とする。

4 条例第90条第1項第1号及び同条第2項に規定する当該身体障がい者等

のために当該身体障がい者を常時介護する者が運転するものは、身体障がい者等の通院等のために使用している軽自動車等とする。

- 5 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第110条第1項の規定により自動車税（種別割）の減免を受けている者又は花巻市福祉タクシー等事業実施要綱（平成18年花巻市告示第35号）第4条第2項の規定により花巻市福祉タクシー等助成券の交付を受けている者については、条例第90条第1項第1号の規定は適用しない。
- 6 条例第90条第1項第2号に規定する構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するもので、身体障がい者等以外の者の利用に供されることがないと認められるものとする。
- (1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの
 - (2) 浴槽を装備しているもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長がその構造が専ら身体障がい者等の利用に供するものと認めたもの
(申請等)

第4条 条例第89条第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、別表第2の軽自動車税（種別割）減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第89条第2項に規定する減免を必要とする事由を証明する書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 運転記録管理簿等その使用状況（原則として賦課期日前3か月間分）が確認できるもの
 - (2) 第2条に規定する減免の範囲に該当する使用実態が確認できるもの
 - (3) 自動車検査証の写し
- 3 前項各号に掲げる書類のほか、市長が特に必要と認めるときは、それ以外の書類の添付を求めることができる。
(提示物)

第5条 条例第90条第2項の規定による申請書を受理した場合において、その提示を受けたものの身体障害者手帳又は戦傷病者手帳にあってはその備考欄に、精神障害者保健福祉手帳にあってはその余白に、療育手帳にあっては

その予備欄に、それぞれ軽自動車税の減免申請済みであることを明示するものとする。

2 条例第90条第2項第6号に掲げる事項の確認は、自動車検査証（写しを含む。）の提示によるものとする。

3 条例第90条第3項に規定する軽自動車等の提示に代わると認める書類は、軽自動車等が身体障がい者等の利用に供するための構造となっていることが確認できる自動車検査証の写し、仕様書等とする。

（減免割合）

第6条 減免割合は、軽自動車税額の全部とする。

（軽自動車税（種別割）の減免通知）

第7条 市長は、申請のあった軽自動車税（種別割）を減免することが相当と認めるときは、別表第3の減免の額等を軽自動車税（種別割）減免決定通知書により、不相当であると認めるときは、その旨を軽自動車税（種別割）減免不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請者に速やかに通知するものとする。

（軽自動車税（種別割）の減免取消し）

第8条 市長は、偽りの申請、その他不正の行為によって軽自動車税（種別割）の減免の措置を受けたと認められるときは、減免措置を受けた者に対し、その措置を取り消し、その旨を当該申請者に軽自動車税（種別割）減免取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、減免により免れた税額を徴収するものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 障がいの種類 | 身体障害者手帳 | | 戦傷病者手帳 | |
|--------|----------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| | (1) 本人が運転する場合 | (2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合 | (1) 本人が運転する場合 | (2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合 |
| 視覚障害 | 1級から4級まで | 1級から4級まで | 特別項症から第4項症まで | 特別項症から第4項症まで |
| 聴覚障害 | 2級及び3級 | 2級及び3級 | 特別項症から第4項症まで | 特別項症から第4項症まで |
| 平衡機能障害 | 3級 | 3級 | 特別項症から第4項症まで | 特別項症から第4項症まで |
| 音声機能障害 | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | | 特別項症から第2項症まで（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | |
| 上肢不自由 | 1級及び2級 | 1級及び2級 | 特別項症から第3項症まで | 特別項症から第3項症まで |

| | | | | | |
|-------------------------|------|-------------------|---------------|----------------------------------|----------------|
| 下肢不自由 | | 1 級から 6 級まで | 1 級から 3 級まで | 特別項症から第 6 項症まで及び第 1 款症から第 3 款症まで | 特別項症から第 3 項症まで |
| 体幹不自由 | | 1 級から 3 級まで及び 5 級 | 1 級から 3 級まで | 特別項症から第 6 項症まで及び第 1 款症から第 3 款症まで | 特別項症から第 4 項症まで |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1 級及び 2 級 | 1 級及び 2 級 | | |
| | 移動機能 | 1 級から 6 級まで | 1 級から 3 級まで | | |
| 心臓機能障害 | | 1 級、3 級及び 4 級 | 1 級、3 級及び 4 級 | 特別項症から第 3 項症まで | 特別項症から第 3 項症まで |
| 腎臓機能障害 | | 1 級、3 級及び 4 級 | 1 級、3 級及び 4 級 | 特別項症から第 3 項症まで | 特別項症から第 3 項症まで |
| 呼吸器機能障害 | | 1 級、3 級及び 4 級 | 1 級、3 級及び 4 級 | 特別項症から第 3 項症まで | 特別項症から第 3 項症まで |

| | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|--------------|
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1級、3級及び4級 | 1級、3級及び4級 | 特別項症から第3項症まで | 特別項症から第3項症まで |
| 小腸の機能障害 | 1級、3級及び4級 | 1級、3級及び4級 | 特別項症から第3項症まで | 特別項症から第3項症まで |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から4級まで | 1級から4級まで | | |
| 肝臓機能障害 | 1級から4級まで | 1級から4級まで | 特別項症から第3項症まで | 特別項症から第3項症まで |

備考 身体に複数の障がいをもつ身体障がい者については、それぞれの障がい、身体障害者手帳の「身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別」欄に記載された障がいの級別に該当するものとみなす。

別表第2（第4条関係）

| 区分 | 条項 | 申請書 | 様式 |
|-----------|---|----------------------------|---------|
| 公益車両用減免 | 花巻市市税条例施行規則（平成18年花巻市規則第69号。以下この表及び別表第3において「規則」という。）別表様式第49号 | 年度分 軽自動車税（種別割）減免申請書（公益車両用） | 様式第1号の1 |
| 手帳所有者等用減免 | 規則別表様式50号 | 年度分 軽自動車税（種別割）減免申請書 | 様式第1号の2 |
| 福祉車両用減免 | 規則別表様式第51号 | 年度分 軽自動車税（種別割）減免申請書（福祉車両） | 様式第1号の3 |

| | | | |
|--|--|----|--|
| | | 用) | |
|--|--|----|--|

別表第3（第7条関係）

| 区分 | 決定通知書 | 様式 |
|-----------|--------------------------|---------|
| 公益車両用減免 | 軽自動車税（種別割）減免決定通知書（公益車両用） | 様式第2号の1 |
| 手帳所有者等用減免 | 軽自動車税（種別割）減免決定通知書 | 様式第2号の2 |
| 福祉車両用減免 | 軽自動車税減免決定通知書（福祉車両用） | 様式第2号の3 |